

神戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第50号

神戸市契約規則の一部を改正する規則

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(契約締結の手続)</p> <p>第20条 落札者は、落札決定の日から <u>10日</u>（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない事情があると認めるとき</p>	<p>(契約締結の手続)</p> <p>第20条 落札者は、落札決定の日から <u>5日</u>（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない事情があると認めるとき</p>

は、この期限を延長することができる。

(延滞違約金)

第33条 工事、製造その他の請負契約、物品売買契約及び物品賃貸借契約において、契約の相手方が、その責めに帰すべき事由によつて履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2、3 [略]

(部分払)

第41条 [略]

2 [略]

3 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定により前金払をした場合にあつては、前項又は次項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は次項の部分払の額から控除する。

4 [略]

(検査員の職務)

第62条 [略]

は、この期限を延長することができる。

(延滞違約金)

第33条 工事、製造その他の請負契約、物品売買契約及び物品賃貸借契約において、契約の相手方が、その責めに帰すべき事由によつて履行期限内に契約を履行しないときは、延滞1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額を延滞違約金として徴収する。

2、3 [略]

(部分払)

第41条 [略]

2 [略]

3 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定により前金払をした場合にあつては、前項又は第5項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は第5項の部分払の額から控除する。

4 [略]

(検査員の職務)

第62条 [略]

<p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、検査のうち工事及び工事に関する調査等（工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計をいう。以下同じ。）の請負契約に係るものを行うときは、立会人の立会いを求めることを要しない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、検査のうち工事の請負契約に係るものを行うときは、立会人の立会いを求めることを要しない。</p>
<p>4 [略]</p> <p>(立会人)</p>	<p>4 [略]</p> <p>(立会人)</p>
<p>第64条 [略]</p>	<p>第64条 [略]</p>
<p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、検査のうち工事及び工事に関する調査等の請負契約に係るものについては、適用しない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、検査のうち工事の請負契約に係るものについては、適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市契約規則（以下「新規則」という。）第20条、第33条第1項、第62条第3項及び第64条第3項の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引（一連の調達契約にあたっては、その最初の契約の申込みの誘引。以下同じ。）が開始される契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。